

福井県とさいたま市との相互発展に向けた連携に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、甲乙それぞれの地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

この協定は、甲と乙が相互に連携し、協力することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化および県民・市民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 連携事項

甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し、協力する。

- (1) 地域の魅力発信に関すること。
- (2) 学校教育・スポーツ交流に関すること。
- (3) SDGsの推進に関すること。
- (4) 経済交流に関すること。
- (5) その他、地域の活性化、県民・市民サービスの向上などに関すること。

第3条 協定の見直し

甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

第4条 期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

第5条 協議

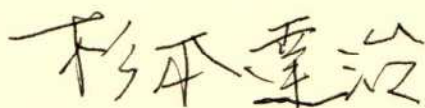
この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月25日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事



乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目

4番4号

さいたま市長

